各 地方厚生(支)局 御中

厚生労働省大臣官房地方課

医政局

健康局

医薬食品局食品安全部

雇用均等・児童家庭局

社会•援護局

新型インフルエンザ感染拡大防止のための養成施設における対応について

既に報道等でご存知のことと思いますが、メキシコや米国等において新型インフルエンザの感染の拡がりがみられているところです。

各養成施設内又は当該施設の地域内等において新型インフルエンザの発生が確認され、当該地域内において感染が拡がる可能性が否定できない場合には、都道府県が臨時休業を要請する可能性がありますので、その際は、各養成施設において連絡体制の整備など迅速かつ適切な措置を講ずるよう、管内の養成施設等関係機関に周知いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、新型インフルエンザに関する情報等については、厚生労働省ホームページ に掲載されていることを申し添えます。

(http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/index.html)

(参考)

- ・新型インフルエンザ対策ガイドライン (P 4 5 感染拡大防止ガイドライン) (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/guide/090217keikaku.pdf)
- ・「新型インフルエンザに係る対応について」(平成 21 年 4 月 28 日健感発 0428003 号健康局長通知) (http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090429-02.html)